

東濃中部病院事務組合（仮称）公立東濃中部医療
センターシンボルマーク制作業務委託

プロポーザル公募要領

令和6年4月24日

東濃中部病院事務組合

**東濃中部病院事務組合（仮称）公立東濃中部医療センターシンボルマーク制作業務委託
プロポーザル公募要領**

1 趣旨

東濃中部病院事務組合（以下「組合」という。）では、令和8年2月に開院予定の（仮称）公立東濃中部医療センター（以下「新病院」という。）を建設中である。新病院のシンボルマークを制作する「東濃中部病院事務組合（仮称）公立東濃中部医療センターシンボルマーク制作業務委託（以下「本事業」という。）」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集するもの。

2 業務概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名称 | 東濃中部病院事務組合（仮称）公立東濃中部医療センターシンボルマーク制作業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和6年10月31日（木）まで |
| (4) 発注者 | 東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加藤 淳司 |
| (5) 契約上限額 | 金825,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、単独の法人等にあつては、以下（1）から（9）までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員が（1）を満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が（2）から（8）までのすべての要件を満たし、かつ構成員のうち少なくとも1者が（9）の要件を満たす必要がある。

- (1) 岐阜県内に本社、本店、支店又は営業所を置いている法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 公告日から本事業の契約締結日までの期間内に、土岐市又は瑞浪市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 参加申込時点で、土岐市競争入札参加資格者名簿（物品購入・役務提供等）又は瑞浪市競争入札参加資格者名簿（物品購入等・役務提供）に登録されていること。
- (9) 平成 31 年度（令和元年度）以降に、国、地方公共団体（一部事務組合等の特別地方公共団体を含む。）、若しくは国又は地方公共団体が主体となって設置した協議会等が発注したシンボルマークの制作業務を受託した実績を有する者であること。

4 企画提案書の作成

以下の項目について、事業全体の企画を作成すること。

(1) 事業の実施計画

別添仕様書「4 委託業務の内容」及び「5 留意事項」を参照し、以下の実施計画を提出すること。

（仮称）公立東濃中部医療センターシンボルマークの制作に関する提案

・デザインサンプルを 3 案以上示すこと。

※デザインサンプルは提案能力を評価するために活用し、契約後のシンボルマークの制作については組合と十分協議の上進めるものとする。

(2) 事業の実施体制

本事業の目的を達成するための事業実施体制について、スタッフの資格・経験・能力を具体的に記載すること。

(3) 全体スケジュール

事業実施スケジュールを記載すること。

※スケジュールは表形式で作成し、別添仕様書「4 委託業務の内容」に記載されている業務の項目ごとにその工程をわかりやすく明示すること。

(4) 提案者の能力

- ① 経営基盤（直近 3 事業年度の経営成績及び財政状態）
- ② 業務実績（本事業に類する事業の実績）

5 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表・配布	令和6年4月24日(水) ～ 令和6年5月24日(金)
② 公募要領等に関する質疑受付	令和6年4月24日(水) ～ 令和6年5月10日(金)
③ プロポーザル参加表明書受付期間	令和6年5月21日(火) ～ 令和6年5月24日(金)
④ 企画提案書受付期間	令和6年6月10日(月) ～ 令和6年6月13日(木)
⑤ 企画提案ヒアリング	令和6年6月26日(水) (予定)
⑥ 評価結果の通知・公表	令和6年6月28日(金) (予定)

(2) 公募要領等の公表・配布

- ① 配布日時 令和6年4月24日(水) ～ 令和6年5月24日(金)
午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日を除く)

- ② 配布場所 東濃中部病院事務組合総務課
(〒509-5122 土岐市土岐津町土岐口 2101 土岐市役所3階)

※公募要領等は、組合のホームページでも入手できます。

東濃中部病院事務組合トップページ>入札・契約情報>プロポーザル

(<https://www.union-tono.jp/bid/proposal/>)

※郵送での配布は行いません。

(3) 公募要領等に関する質疑書の受付及び回答の公表

- ① 質疑書受付期間

令和6年4月24日(水) ～ 令和6年5月10日(金)

- ② 質疑書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質疑書(様式第1号)を電子メールに添付し提出すること。なお、電子メール以外での質疑は応じない。

電子メールアドレス:tounoutyubu@city.toki.lg.jp

- ③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時組合のホームページ上で公開する。なお、回答内容は、公募要領及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱う。

(4) プロポーザル参加表明書の受付

- ① 参加表明書受付期間

令和6年5月21日(火) ～ 令和6年5月24日(金)

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日を除く)

- ② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、総務課宛てに持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

※郵送の場合も、令和6年5月24日(金)午後5時15分必着となる。

- ③ 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号-①又は②)

- イ 共同体構成員届出〈共同体の場合〉(様式第3号)
- ウ 共同体協定書の写し〈共同体の場合〉(様式第4号)
- エ 委任状〈共同体の場合〉(様式第5号)

④ 提出部数 1部

(5) 企画提案書の受付

① 提案書受付期間

令和6年6月10日(月) ～ 令和6年6月13日(木)
午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日を除く)

② 提出方法

総務課宛てに持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
※郵送の場合も、令和6年6月13日(木)午後5時15分必着となる。

③ 提出書類

ア 企画提案書(様式第6号)

イ 見積書(様式第7号)

ウ 法人等に関する書類

(ア) 履歴事項全部証明書(提出日から起算して30日以内に発行されたもの)

(イ) 法人等概要書(様式第8号)

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出すること。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれか(可能な場合はいずれも)を提出すること。)

※共同体として応募する場合、ウ(ウ)を除く書類は、すべての者の分を提出すること。

エ 誓約書(様式第9号)

オ 法人税、市町村民税、消費税、地方消費税の未納がないことを証明する納税証明書又は完納証明書

※各証明書は、提出日から起算して30日以内に発行されたものに限る。

④ 提出部数

4部(正本1部、副本3部)

- ・ 副本3部は企画提案書及び見積書のみとすること。
- ・ 企画提案書の電子データ(pdf形式)を保存したCD-R又はDVD-Rを1枚提出すること。

⑤ 注意事項

- ・ 組合が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。
- ・ 企画提案書に企業名を記載しないこと。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本公募要領に違反すると認められる場合
- オ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできない。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めない。ただし、軽微なものを除く。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成・提出等、プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑦ その他

ア プロポーザル参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

イ 参加者は、企画提案書等の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。

ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になること。

エ 提出された企画提案書等は、東濃中部病院事務組合情報公開条例（令和3年東濃中部病院事務組合条例第20号）に基づく情報公開請求の対象となる。

オ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、企画提案ヒアリング開催日前営業日の午後4時までに、辞退届（様式自由）を総務課に持参又は郵送により申し出ること。また、郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とすること。見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税が含まれていることを明示すること。
- ② 見積費用は、見積書（様式第7号）のとおり作成すること。

(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

〒509-5122 土岐市土岐津町土岐口 2101（土岐市役所 3 階）

東濃中部病院事務組合総務課：亀谷

T E L 0572-54-1186

E-mail tounoutyubu@city.toki.lg.jp

- ・郵送又は電子メールで提出した場合、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。
- ・メール送信の際は、件名に「(仮称) 公立東濃中部医療センターシンボルマーク制作業務委託プロポーザル」と記した上で、内容を簡潔に明記すること。

6 提案の評価に係る事項

(1) 評価方法

提案の評価は、組合が別に定める委員により組織された「東濃中部病院事務組合(仮称) 公立東濃中部医療センターシンボルマーク制作業務委託プロポーザル審査委員会」が行う。

提案者の評価に当たっては、評価項目(別表)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

(2) 企画提案ヒアリング

① 開催日時

令和6年6月26日(水) 予定

プレゼンテーションの開始時刻については、後日、提案参加者に個別に通知する。

※企画提案書の受付が遅い順にヒアリングを行う。

② 開催場所

土岐市役所3階 大会議室3AB 予定

③ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分以内

審査委員からの質疑 15分間

④ 注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・参加人数は3名までとすること。(共同体においても1共同体あたり3名まで)
- ・プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- ・企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲内でスライドを作成し、モニターに投影することができる。
- ・プレゼンテーションスライド用のパソコン、HDMIケーブル、ポインター、指棒及び電源延長コードが必要な場合には、参加者が持参すること。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象としない。

(3) 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定方法

- ・評価項目について、企画提案内容の評価を行い、審査委員が評価・採点し、各審査委員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ・順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付す。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

なお、評価点と同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位にあたる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数を除して得られる点数とする。

(5) 同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い

各審査委員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。なお、各審査委員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。

(6) 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がない場合は、再度公募を実施する。

(7) 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、審査委員会終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を組合のホームページ上で公表する。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が2者の場合、③は公表しない。

7 契約の締結

選定した最優秀提案者と組合が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、最優秀提案者と組合の協議により最終的に決定する。

なお、選定した最優秀提案者と組合との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、組合と協議の上、委託業者の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年東濃中部病院事務組合条例第3号）、東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行細則（令和6年東濃中部病院事務組合規則第1号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意すること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 著作物の利用

別記「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

(6) 事業報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、直ちに委託業務完了届、業務実施報告書を組合に提出すること。

9 業務の継続が困難となった場合の措置について

組合と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、組合は契約の解除ができる。この場合、組合に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者がいる場合は、円滑かつ支障なくこの業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、組合及び受託者双方の責に帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、受託者は、契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

1 0 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒509-5122 土岐市土岐津町土岐口 2101（土岐市役所 3階）

東濃中部病院事務組合総務課：亀谷

T E L 0572-54-1186

E-mail tounoutyubu@city.toki.lg.jp